

## 第8節 暴力犯

## ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則の規定に基づく鹿児島県警察本部長の指名する職員に関する訓令

(平成4.3.9  
鹿児島県警察本部訓令8)

題名…改正〔平成6.9訓令20〕

改正 前略…平成19.11訓令37

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第2条第2項の規定による鹿児島県公安委員会の行う意見聴取を代行主宰することのできる警察職員は、規則第3条の規定により刑事部組織犯罪対策課長及び刑事部組織犯罪対策課総括情報官とする。

本則…一部改正〔平成6.9訓令20、12.3訓令9、13.10訓令40、17.3訓令11、19.11訓令37〕

## 附 則

この訓令は、平成4年3月9日から施行し、平成4年3月2日から適用する。

附 則（平成6.9.28訓令20）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成12.3.16訓令9抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13.10.31訓令40）

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成17.3.22訓令11抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成19.11.12訓令37）

この訓令は、平成19年11月12日から施行する。

〔鹿児島警27〕・